

相談事例編（その1）

●はじめに

前回は属人株について紹介した。これは「利益の配当」「残余財産の分配」「議決権」について株主毎に異なる取扱いがなされる株式である。今回はその属人株とその前に紹介した種類株についての活用例を相談事例の形式で紹介することにする。

I 相談事例①

後継者に今のうちから株を譲渡して、株主総会での支配権を確保させて万全の状態で経営承継したいと思っています。後継者は身内の者ではなく、長年当社で苦労をしてくれている生え抜きの社員です。

ただ、業績が良い会社ですので、株価がかなり高額で、後継者に多額の資金が必要になります。今手持ちのお金ではとても足りないようです。何か良い方法はないでしょうか。

また、自腹で大金をはたいてまで会社を継ぐことに躊躇ということも少しはあるようです。これは余り大きな声では言えないのですが……。

回答

今回の相談については後継者に譲渡する株式を比重株か又はV.I.P株にすると良いと思います。比重株というのは議決権を普通株に比べて重くしたり、軽くしたりできる株式で

す。現在全100株をすべて社長がお持ちとのことですので、そのうち例えば、10株を後継者に譲渡します。その株式を比重株として、1株10個の議決権を持つ株に設計します。そのことを定款に入れます。それで、議決権については社長が90個、後継者が100個持つことになります。登記の必要はありません。それで後継者が過半数を持つことになります。

V.I.P株でもかまいません。後継者の持つ株式が、先ほどの比重株と同じように1株について10個の議決権を持つようにすると同じ効果があります。こちらも定款に記載すればOKです。

ただ、定款の記載事項に今回の議決権の内容から役員の人事権を除いたものにすると良いかもしれません。後継者の経営を監督できるという観点からです。役員会は組織としては最高の意思決定機関の一つですから、そこに権利を確保しておくと最終的な決定権に近いものを持つことにもなります。検討いただければと思います。

ここでのポイントは、少額の株式取得資金で後継者が、確かな経営権を確保できることだ。現社長には人事権は手放さないという、最終的な権限を残すことができる。株式を使っての経営コントロールの仕組みの活用例である。株式でのコントロールのメリットは、法的な権限が明確になり、形として運営がしやすいこと、明確なだけに後で問題になりにくいということが

挙げられる。

また、いくら経営状況が良い会社といっても、リスクはある。今回の後継者が高い株価にやや躊躇しているとの現実もある。高い株価で引き継いでもその後経営に失敗すれば、株価も下がる。後継者の心配も、さもありなんである。

そこで少額の資金でひとまず買い取り、後継者が会社をうまく経営コントロールすれば、業績も上がり役員報酬を高くして株式の取得資金をためていくことも可能になる。株価と経営権をうまく組み合わせ、現経営者も後継者もうまくいくという属人株を活用しての事例である。

II 相談事例②

私は子どもが2人います。1人は会社の後継者として事業運営にあたっています。もう1人は娘ですが、既に嫁いでいます。ただやはり、私の財産や会社のことは気になるようです。

土地や建物、有価証券、預金などがあればそちらを娘に相続させたらとも思うのですが、それに見合う十分なものはありません。株式の一部を娘にも相続させないと取まらないように思います。

そのため円滑な事業承継にやや不安を感じています。良い方法はありますか。

回答

後継者である息子さんには会社の株式を、娘さんには他の財産を相続させるというのが良いのですが、それが無理とのことですので、娘さんには議決権制限株式を相続させ、息子さんには普通株を相続させることで良いと思います。

娘さんへの議決権制限株式については取得

条項付きにしておく必要もあります。株式は相続が発生する都度、分散していく傾向があります。議決権制限株式といっても3%以上になれば「取締役解任請求権」などを持つことになります。株式の分散はとても怖いことと認識すべきです。取得条項付株式にしておくと、相続の際には会社で株式を引き取ることが可能になります。

もう一つ、今のうちに遺言書の作成をお勧めします。できれば公正証書遺言が良いですね。公証役場で公証人と2人の証人の立会いの下に、公証人の手で遺言書を作成してもらいます。公証役場に遺言書が残りますので相続が明確になります。簡易裁判所の検認も必要ありません。相続は執行されなければ中途半端な状態が続きます。スムーズに進むことが最も大切と考えて、今からいろいろと準備されると良いと思います。

ここでのポイントは、娘さんには経営に口を出させないことである。だから議決権制限株式にする。しかし株式の怖いところは、どんなに権利を制限しても最低限の権利は残ることである。一つは単位株1株でも持っていていれば権利として持つ単独株主権である。これには代表訴訟を起こす権利などがある。また、一定率の株式を持っていれば少数株主権も保有することになる。例えば株式の3%以上持っていてれば、取締役の解任を請求できる権利を持つことになる。株式で一番怖いのは、相続等を通じて株式が分散することだ。それを防ぐのが取得条項付株式という種類株である。同族会社ではすべての株式に取得条項を付けるとよい。いざという時に、会社が株主から株を取得できる権限を有するので、株式分散のリスクを回避できることになる。